

## 要 旨

筆者は、これまでに国立公文書館(以下「館」という。)総務課にて広報業務を担当しており、館が配信するウェブサイトの運用にも携わってきた。しかしながら、館ウェブサイトが配信する情報のうち、所蔵資料の目録情報以外の情報をどのように掲載するかについてのガイドライン等の指針は示されておらず、館ウェブサイトにおける配信情報の掲載方針は、広報を担当する館職員の判断に委ねられてきた。そこで、本論文では、館を含む公文書館がどのようにウェブサイトを作成し、運用しているかについて調査し、それら作成、運用に係る指針を検討するとともに、館ウェブサイトにおける今後の改修及び運用に関する指針案の作成を試みた。

まず、先行研究において、インターネットを利用した行政広報のあり方について確認し、次に、インターネットを利用した広報に必要な要素について確認した。そして、公文書館ウェブサイトにおける、ユーザの利便性を高めることを目的とした公文書館ウェブサイトの作成及び運用における指針等を作成するためには、ウェブサイトを構築する過程として、競合サイト(または類似した機能を有する施設のウェブサイト)の比較を行う必要があることから、公文書館が利用者へ向けて情報を発信する根拠となりうる法令等を確認したうえで、現在、公開されている5つの公文書館ウェブサイトにおいて、トップページにおける情報の構成、所蔵資料の利用に関するページの構造及び運用に係る情報の掲載方法について調査を行った。

調査の対象としたウェブサイトは、館及び他国の国立公文書館(アメリカ、イギリス、オーストラリア)、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第2条3項に規定する国立公文書等(外務省外交史料館)、さらに、国内の公文書館(沖縄県公文書館)である。

調査の結果、アメリカ、イギリス、オーストラリア及び日本の法令から、各公文書館ウェブサイトは所蔵資料の目録情報等を公開し、一般国民の資料へのアクセシビリティを高めることを目的として公開されていることが明らかとなった。また、各公文書館のウェブサイトにおけるトップページの構成の調査からは、ほとんどの施設が、最も典型的なユーザを所蔵資料の利用者と設定していることがわかった。さらに、所蔵資料の利用に関するページの構造の調査からは、ウェブサイトを通じてデジタル画像を閲覧する際の手続きと、各施設を訪問して所蔵資料を利用する際の手続きは異なることから、利用に関する手続きの違いによりカテゴリを設定している施設が多いという特徴が示された。また、館ウェブサイトの運用の指針及びトップページ調査より、トップページと更新した情報(ページ又はコンテンツ)をリンクで繋ぐことが望ましいとわかった。

最後に、各施設のウェブサイトに通じる特徴を踏まえ、今後の公文書館ウェブサイトを新たに作成、運用するにあたっての指針等について試案を示し、トップページの構成及び構造の観点から考察した。また、その結果を踏まえた今後の課題についても触れた。